

和歌山下津港港湾計画書

— 軽易な変更 —

令和6年9月

和歌山下津港港湾管理者
和歌山県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成9年9月和歌山県地方港湾審議会
- ・平成9年11月港湾審議会第164回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成10年2月和歌山県地方港湾審議会
- ・平成11年6月和歌山県地方港湾審議会
- ・平成11年7月港湾審議会第169回計画部会
- ・平成12年5月和歌山県地方港湾審議会
- ・平成17年3月和歌山県地方港湾審議会
- ・平成18年3月和歌山県地方港湾審議会
- ・平成21年2月和歌山県地方港湾審議会
- ・平成23年2月和歌山県地方港湾審議会
- ・平成24年2月和歌山県地方港湾審議会
- ・平成25年11月和歌山県地方港湾審議会
- ・令和2年1月和歌山県地方港湾審議会

の議を経た和歌山下津港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 外郭施設計画	2
その他重要事項	3
1 港湾及び港湾に隣接する地域の保全	3

変更理由

海南地区において、新たな海岸保全施設を設置するため、不要となる外郭施設計画を変更する。あわせて、港湾及び港湾に隣接する地域の保全計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 外郭施設計画

海岸保全施設の設置に伴い、当該波除堤が支障となるため、以下の外郭施設を撤去する。

既設
海南地区 海南南波除堤 延長 20 m

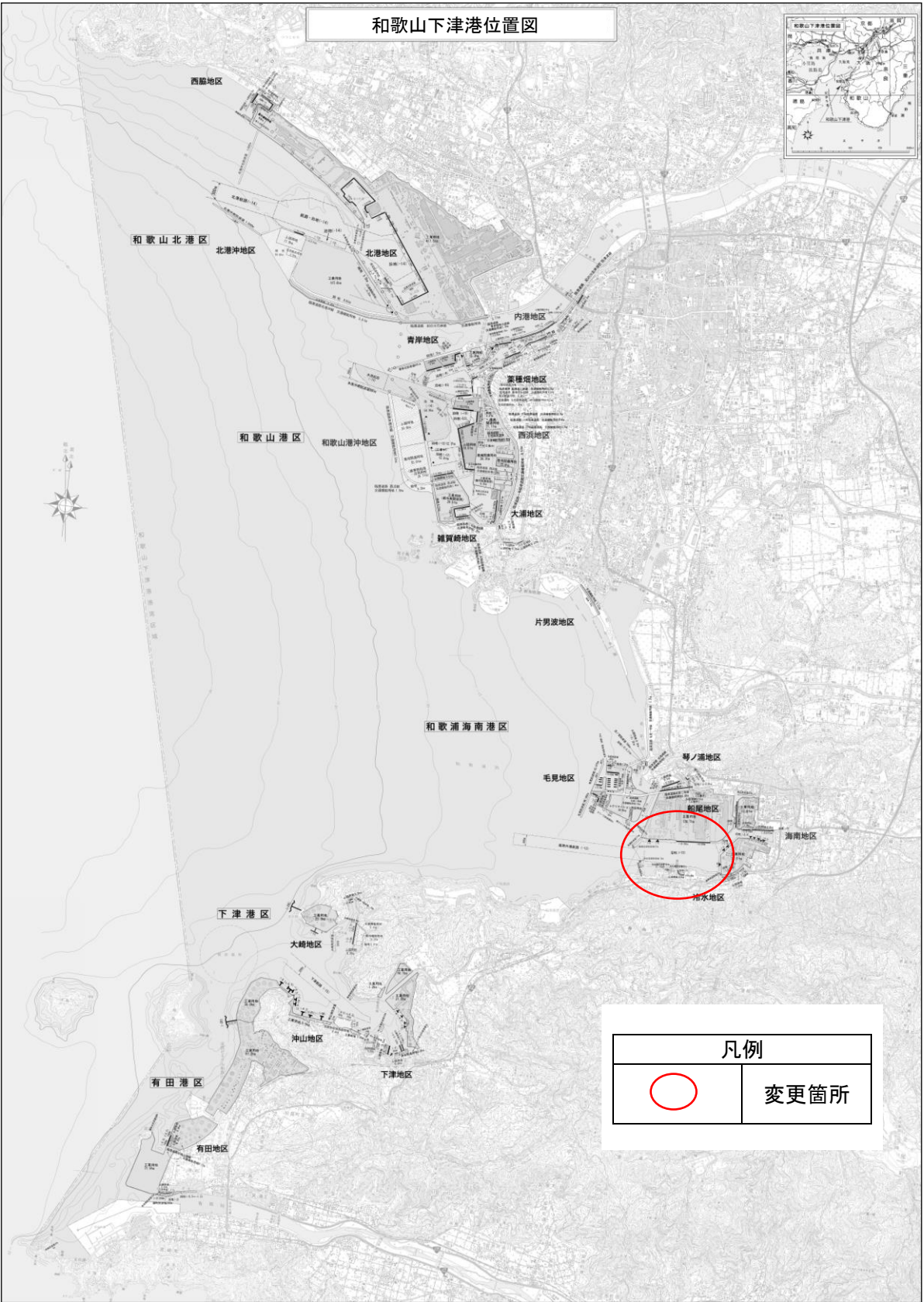
その他重要事項

1 港湾及び港湾に隣接する地域の保全

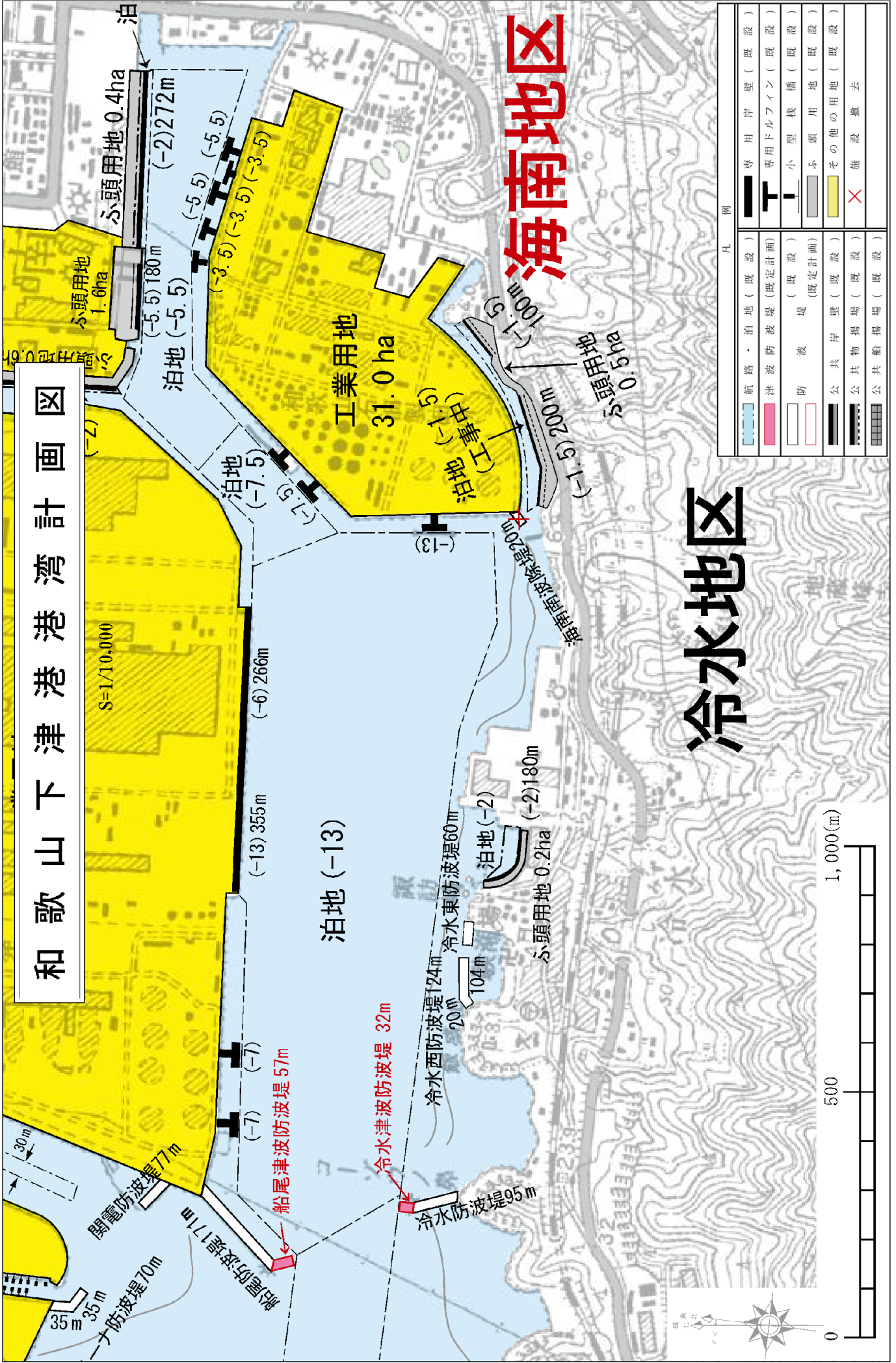
海岸保全基本計画の見直しに伴い、以下の既定計画を削除する。

既定計画

海南外港航路 可動式防波堤 延長 230 m



和歌山下津港港湾計画図



海南地区

冷水地区

凡例

	航路・泊地 (既設)		専用岸壁 (既設)
	津波防波堤 (既定計画)		専用ドックフィン (既設)
	防堤 (既設)		小型棧橋 (既設)
	防堤 (既定計画)		ふ頭用地 (既設)
	公共岸壁 (既設)		その他の用地 (既設)
	公共物揚場 (既設)		施設撤去
	公共船揚場 (既設)		

